

令和5年第4回沖縄県教育委員会会議（定例会）議事録

1 開会及び閉会に関する事項

令和5年3月16日 午後3時開会
午後5時20分閉会

2 出席者及び欠席委員の氏名

(1) 出席者

教育長 半嶺 満 委 員 山里 清 委 員 藏根 美智子
委 員 小濱 守安 委 員 比嘉 佳代 委 員 大城 進

(2) 欠席委員

なし

3 説明のため会議に出席した職員の職氏名

教育管理統括監	佐次田 薫	教育指導統括監	玉城 学
参 事	山田 みさよ	参 事	目取真 康司
総務課長	諸見 友重	教育支援課長	大城 勇人
施設課長	平良 長弘	学校人事課長	安里 克也
県立学校教育課長	崎間 恒哉	義務教育課長	宮城 肇
保健体育課長	城間 敏生	生涯学習振興課長	大宜見 勝美
文化財課長	瑞慶覧 勝利		

4 議事関係

(1) 開会

半嶺教育長が開会を宣告した。

(2) 非公開の決定及び議事日程の決定

議案第5号及び第6号は人事に関する案件であることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条第7項の規定により非公開とすることが全会一致で決定された。また、議事日程は会議資料記載の日程案のとおりとすることが決定された。

(3) 令和5年第2回議事録の承認

全会一致で、令和5年第2回議事録を承認した。

(4) 令和5年第3回議事録の承認

全会一致で、令和5年第3回議事録を承認した。

(5) 議事録署名人の指名

半嶺教育長が、比嘉委員を議事録署名人に指名した。

(6) 教育長職務代理者の氏名

「沖縄県教育委員会会議規則」第2条の規則により、半嶺教育長は、山里委員に替えて、藏根委員を教育長職務代理者に指名し、藏根委員がこれを受諾した。

藏根委員は、教育長職務代理者の事務を行う際には「沖縄県教育委員会会議規則」及び「沖縄県教育委員会会議傍聴人規則」の規程による教育長の権限に属する事務を除く事務について、教育管理統括監に専決権限を付与することを宣言した。

(7) 報告事項

報告事項1 令和4年度県立学校部活動実態調査について

【説明（保健体育課長）】

資料に基づき、令和4年度県立学校部活動実態調査について報告を行った。

【質疑等】

○山里委員 全体としては思ったほどの成果が出ていないというのが気になります。あれだけ去年、教育委員会のこのような会議の場でも議論をして、絶対に繰り返さないという強い決意をもって、部活動に関して対応していたわけですが、結果としてなかなか現場の方まで伝わっていないのが少し残念です。「今後の対応」で挙げた取り組みによって改善されると思いますけれども。私の意見としては、日々の部活動に関する管理やチェックというのは、各学校、現場の方ではしっかり管理者も含めて今後もなされるだろうし、これまでもなされていたと思いますが、それが現場単位で収まっていて、年に1回のこの教育委員会、本庁でのアンケートでもって全体の数字が見えてきますが、われわれ教育委員はその途中経過をあまり知ることができない。今回1年経って結果を見て、まだこういう数字なのかということではびっくりしました。方法は色々あるかと思いますが、負担が過重になっても大変だと思うので、学校からの報告を、職員、教職員の負担が増えない形で考える必要があります。今回のアンケートは、Office 365などITを活用されているのであれば、かなり負担を軽減して教育庁の方で取りまとめができるシステムを構築できるのではないかと思います。そうすると、年度の途中でも今はどういう状況なのかが分かり、1学期はこうだった等、より細かな指導が可能になります。巡回等々も行ってきたと聞きましたが、それをさらに強化するというのであれば、そのような日々の活動状況について幅広く把握すべきであり、芽を摘んでいくことが一番大事だと思っています。そうしたものも検討していただければと思います。

○小濱委員 とても大変な調査だと思います。今年は確か3回目だと思いますが、気になっているのは、事件があったときは全体のアンケートの回答率もとても高く、自分たちの問題と考えていたと思うのですが、少しずつアンケートの回答率が下がってきている。肝心の部員や指導者は確実に下がっています。3分の1の部員しか回答していない。調査の信頼度にも関わってきますので、そこを考えていかなければならない

と思います。特に指導者が令和3年度と令和4年度で10%ぐらい下がっています。また、指導者は必要な研修を受けていない方が60%ぐらいいるということで、子どもたちの指導に当たる人たちの意識が薄れているのではと感じます。この結果を学校側に伝えて、必要な指導を受けさせ、確認を行っていただきたいと思います。そうしないとまた同じような、悲しい事件が起こる可能性があると思います。せっかくこれだけの調査を行って沖縄県の子どもたちの部活の状況が見えていますので、そこに力を入れていただければと思います。よろしくお願いします。

○比嘉委員 私も小濱委員が言ったこと、研修の未受講者が多いということが気になりました。④で、部員や保護者の「暴言・ハラスメントが解決されていない」という回答の割合が高いということと、③で、「暴言」の割合がかなり高いということ踏まえると、世代の認識や価値観の違いがあって、私たちがこれはハラスメントなのかと思うことも、子どもたちは深刻に受け止めることが多いと思っています。私は保育現場にいますが、保育士の虐待ということが今世の中で注目されており、研修に関しては年に数回、徹底して行われていています。必ず全員参加で、出席を取って参加したということを市に報告するという厳しい部分もあるので、未受講者を減らすということ、また研修の中で具体的な例があると、これがハラスメントなのかと自分に置き換えられる機会が多かったのも、それを入れられれば、より分かりやすくなり、理解が深まるだろうと思いました。私が指導で気を付けているのが、「暴言」という言い方だと、相手の価値観次第で言った、言っていないが変わるので、「不適切な対応」で統一しています。そうすると本人の気持ちの上での抵抗が減るので、不適切な対応ですよということで指導していくと良いのではないかと思います。以上です。

○藏根委員 私も今出ている意見と同じですが、特に気になるのが、管理者や指導者と、部員との間でずれがあるということです。管理者や指導者はそれぞれ、1名、4名。対して部員や保護者は、157名、102名というのは非常にずれがあると思います。これがとても気になります。一方、指導者との信頼関係では85.2%が信頼しているというのはとても良いことだと思います。しかし、1,111名はまだ信頼関係を感じていません。さきほど課長がおっしゃったように、試合に出してもらえないとか、自分の出番がもらえないといった不満に対する、子どもたちの部活に対する希望を満たしてあげないといけないという先生方の配慮の部分もあると思います。この件と関連するかどうか分かりませんが、昨日、県立高等学校の令和4年度の伝統芸能分野海外就業体験事業の成果報告会を見に行きました。16名の高校生がハワイで研修を受け、それぞれの技を見せてくれましたが、高校生がここまでプロ級にできることに感動しました。部活というのは、スポーツでも文化でも、それぞれ自分の特技を伸ばしていくところです。指導や環境を整えば、昨日のように立派な高校生たちの姿が実現可能だということを感じました。部活動は指導者のものではなく、子どもの自主的・主体的なものであるという考え方を丁寧に指導・啓発していくと良いと思います。よろしくお願いします。

○保健体育課長 ありがとうございます。今回課題になりました、研修の実施者が少ないということがあり、保健体育課では今月ポータルサイトを立ち上げました。教育団体が主催する研修会に参加しなくても、ポータルサイトからオンデマンドで研修動画を見ることができるようにして、次年度に向けては研修に触れる機会を増やしてい

きたいということで、4月に向けて準備をさせてもらっているところです。ご指摘のとおり、色々なところでまだ十分に浸透していないということがあります。3年目に入り、痛ましい事件が一人一人の気持ちの中で薄れている場面もあるのではと思います。再度襟を正して部活動の指導に当たっていきたいと感じています。ありがとうございます。

○大城委員 他の委員のご意見と重なるとは思いますが、大事なことですので、あえて述べさせていただきます。まず暴力・暴言・ハラスメント等の実態調査を令和2年度に開始し、今回で3回になるということですね。本調査の4ページのまとめに①から「暴力・暴言・ハラスメントの根絶は喫緊の課題である」と結んでいる。そして②に、専門の指導者に対する関連研修の未受講が6割に上ること。そして④に、暴力・暴言・ハラスメント等の解決について、部員と保護者の認識と、管理職と学校の認識との間に乖離が存すること。それらを受けて所管課としてまだまだ課題が残されているとのご指摘は、委員として本課題を共に注視していかねばと思っております。所管課として本調査結果を受けて、4ページに令和5年度も本取り組みを強化していくことを示しておりますが、時間が経過するにつれて、本調査の回答率が減少していくと予想し、危惧しております。令和2年度から現在までの回答率の推移について、全体的な傾向を、管理職、指導者、部員、保護者ごとに、大まかに説明していただけますか。

○保健体育課長 まず管理職についてです。今回は管理職の回答数はだいぶ上がりましたが、我々も管理職については100%回答していただかなければならなかったと感じているところです。指導者につきましては、ご指摘のとおり年々回答率が下がっています。各学校でも顧問の複数配置等を行っていますので、専門以外の先生方についても、自身が担当する部活動については興味を持っていただいて、巡回指導をしてくださいとお願いしています。そうした先生方もしっかり回答を行うように各学校長等からもお願いしていただくような取り組みをしていきたいと考えております。部員に関しては、3年が経過して、事件そのものを知らない生徒たちが多数入学しています。今回、子どもたちがこれからの自分たちの部活動をどう捉えるかというアピールを一生懸命作ってくれましたので、令和5年度はそれを基にしながら、実際に自分たちの部活動はどうだろうかという視点を持って回答をしてもらうような取り組みを行っていきたいと思っております。それから、保護者の回答率が上がらないというところにつきましては、設問を工夫したり、それから今スマートフォンからすぐ回答できるような方法を採用しているのですが、一定期間だけに限らず、山里委員からもありましたように、年間を通して、何かあったときにはすぐに回答ができるような体制についても考えながら回答率を伸ばしていく必要があると考えているところです。

○大城委員 分かりました。管理職以外の回答率の減少傾向が続いていることを確認しました。最後になりますが、本調査に粘り強く取り組んでいらっしゃる皆様のご努力を評価いたします。この取り組みを続けていただくとともに、年度ごとに例えば、今回高校生自らが考えた「沖縄県高校部活生メッセージ2023～変えよう部活、変えよう未来～」の取り組みのように、学校・生徒・保護者等、部活動に関わる全ての人が当事者意識、自主性を持ち、部活動の在り方を考える機会を設定する工夫をしていただき、これからの時代における部活動の指導並びに部活動の在り方の改善に向けた取

り組みへとつなげてほしいと希望します。以上です。

報告事項2 第四次沖縄県生涯学習推進計画の策定について

【説明（生涯学習振興課長）】

資料に基づき、第四次沖縄県生涯学習推進計画の策定について報告を行った。

【質疑等】

- 比嘉委員 ありがとうございます。生涯学習推進計画に関しては私自身も以前関わっていたのでとても興味があり、出来上がって良かったと感じております。私自身もこの4月から現在の立場にプラスして、大学に通い、学び直しをしていくので、生涯学習はとても大切なことであるということを自分自身でも発信していきたいと思っています。第3章の「福祉と安全のまちづくり」や「男女共同参画の推進」については、身近なテーマなので、とても興味関心があります。この計画が進み、障害当事者が実感できるような地域づくりが推進されてほしいと思いますし、男女共同参画では、当該施策に関わる世代にどのようにこの計画を広めていくかがとても気になっています。ぜひ当事者の方々にこの施策の良さを伝えていけるような方法で周知していただきたいと思っています。第5章の2の、民間教育機関・企業・NPO等との連携のところですが、これをどう民間企業や教育機関に伝えていくか、どう協力してもらうかということが一番の課題だと思っています。企業としては、送り出す側としてどうしなければいけないかを知っていただくことはとても大切だと思うので、ぜひこの点の周知徹底をしていただきたいと思います。また、県は前例によるところがとても多く、NPOや民間教育機関、以前県と関わりがあったとか今現在関わっているというところには情報が行くけれども、新しいところが参入しにくいという話を聞くので、新しいところが参入しやすいような募集であったり、協力・連携の方法を考えていただきたいと思います。新しい風、新しいところの知識が改善や発展につながると思うので、それをぜひ検討していただいて、募集や連携を深めていただければと思っています。
- 生涯学習振興課長 周知に関しては、推進計画はホームページで公開されるほか、製本した計画冊子を、関係機関、市町村と関係機関に配付予定です。また、A3両面の概要版を印刷する予定で、冊子よりも広い範囲に配る予定です。民間までは行きわたらないかもしれませんが、研修会など様々な機会に配付しながら、策定したということを次年度は説明していく予定になっています。
- 藏根委員 大変お疲れさまでした。何度も何度も検討して、とてもいいものができていますね。実を言うと10年前、私は計画のスタートに関わりました。平成18年に教育基本法が変わりまして、地域連携がうたわれて家庭教育が入ってきたんですね。家庭教育、それから地域の連携共同、地域で育てましょうということでやってきた。知事が全庁態勢でやるんだということの重みを持ってやりました。今回、新しい教育の在り方ということが非常に問われてきましたね。人生100年時代、Society 5.0、そして知事がよくおっしゃっているSDGs。Society 5.0やICTは欠かせないという文言が入ってきて、今までの成果と学社融合、それから知の循環型社会というのをさらに築き上げてきたということで、本当にお疲れさまでした。それで問題はどうか周知するの

かということです。各学校に1冊ずつ配布するのとか。知事が筆頭に来ますのでね、
どういうふうに周知していくのというところで常に確認をする作業をしてほしいと思
います。放送大学でも言いましたけれども、「生きるとは学ぶこと」。沖縄県の新しい
時代の、10年間の豊かな学びの体制ができましたので、ぜひ周知と、常にチェックを
入れながら頑張ってもらいたいと思います。おめでとうございます。ご苦労さまです。

○山里委員　すごいボリュームの推進計画、大変だったと思いますけれども、お疲れさ
までございました。生涯学習というのは人の一生、生まれてから高齢になるまで全て
の人が対象になるということで幅広く、また深さがあるということで、これを全体と
して推進・管理していくことは大変だろうと感じます。生涯学習推進センターの役割
が重要になってくるし、プラットフォーム機能やワンストップの相談窓口ということ
で、ここが拠点と位置付けられていると感じましたが、さらに、司令塔としてもぜひ
活動してもらいたいと思います。基本は市町村であったり、各団体、あるいは大学、
教育機関等々が実際には生涯学習の主体となると思いますが、ばらばらにやっては、
全体が効率的な方向に行きません。生涯学習推進センターの役割はとても重要であり、
まずそれをしっかりお願いしたいというのが1点です。また、私にとっては、生涯学
習というと教養を学ぶとか、日常の生活を豊かにする別のスキルとかを学ぶとか、歴
史を学ぶとか、プラスアルファという感じもありましたけれども、これからは、新し
い社会にどう適応していくかということで、一つの学校だけで教育というのは終わり
ません。社会人になっても学ばないと社会に適応できないということで、生涯学習が
必須なものになっていきます。これまでは、少し時間があつたら市民講座を受けに行
こうとか、シルバー何とか教室に行こうとかということで、それもまたもちろんいい
ことで、人生を豊かにする効果も非常にあつたのですが、これからは実務的な意味で
も生涯学習というのが色々な人に必要になってきます。それに加えて最近思うのは、
高齢者が社会の一員として社会を構成していく、あるいは社会を支えていく方向にな
りつつあります。かつては定年退職をすると、第2の人生ということで趣味であつたり、
新たな仕事を見つけて生活してはいますが、ある意味では支援される側というか、
自分の社会に対する貢献、あるいは責任というのは済ませたという雰囲気があつたか
と思います。しかし、今はそうではなくて、70代になっても80代になっても、社会に
支えられるのではなく、死ぬまで自分が社会を支えていくという気持ちでないと、こ
の高齢化、少子化の中で社会が成り立っていかなくなると思います。それをきちんと
支えていくことが生涯学習という仕組みというか、考え方のだろうということで、
そうした実務的な講座なども取り入れながら、社会を構成している人たちが常にブラ
ッシュアップできるような形が取ればとても良いと思っていますので、頑張ってもら
いたいと思います。よろしくをお願いします。

○大城委員　私から、今回作成された推進計画の資料からお話しさせていただきます。
まず今回の第四次沖縄県生涯学習推進計画は、前回の第三次推進計画に盛り込んだ内
容の充実並びに新しい取り組みの創設で、一層充実した内容になっている感を受けて
おります。例えば3ページに「生涯学習とは」の項目が設定され、その基本的な意味
が示されており、改めて生涯教育との違いに気付くきっかけにつながると思います。
また「教育基本法」第3条を記述したことにより、わが国の教育の在り方として生涯

- 学習を重視している考え方等々に触れる良い契機になろうかと思っております。さらに第3部第3章、「ICT等技術の活用」の第1節から第4節まで新設かと思えます。ここで示された内容は、現代社会の要請に応える内容だと捉えております。ご承知のとおり、本県の児童生徒はもとより、広く県民の皆さま全てが現下のデジタル社会を生きていく、また、本社会を担っていく必要があるからであります。知事あいさつの第2段落の中で、一人一人が豊かな人生を送り、持続可能な社会を創るには、ICTなどの活用、生涯にわたって主体的に学び続ける必要性がうたわれており、この視点をしっかり受けた内容になっていると思います。このように関心が喚起される、読み応えのある計画ですので、少しだけ初歩的で形式的なことをお教え願います。7ページの以下の項目、下の方に「県の役割」とありまして、「新しい時代の要請に応える生涯学習推進体制の整備」と書いて、その下に「(デジタル化への対応)」と書かれております。ほかのところを見たのですが、こういう表現はありません。括弧を特別に入れたということで、意味があつてのことだと思います。理由をお教え願えればありがたいです。
- 生涯学習振興課長 県の役割の「新しい時代の要請に応える生涯学習推進体制の整備」については、デジタル化への対応が今まだ課題があり、こちらの方を強化するということが明示しているということです。
 - 大城委員 27ページ、28ページをお願いいたします。記号について、27ページにはダイヤモンドの形「◆」と、28ページには点「・」が打たれています。こういった表記法について一貫した方針などを持っていますでしょうか。ダイヤモンドの形と、この点々がありますが、こういったことも、一つの方針に従って表記していると理解してよろしいですね。
 - 生涯学習振興課長 はい。
 - 大城委員 分かりました。内容については、本当に見事なものであります。ただ、素晴らしくまとめられた計画だからこそ、表記について一貫性の再確認をお願いしたく思います。一貫性に基づいての表記等は、理解力の向上につながります。安心感などにもつながりますので、知事へ提出される時はご確認されることをお勧めしたいと思います。最後になりますが、教育は未来を準備する役割、即ち今日の教育が個人の明日をつくり、社会の未来をつくるという使命があります。教育こそが人と社会を変える原動力と考えております。今回の推進計画にある知事あいさつの中で、超スマート社会、人生100年時代をどう生き抜くか、その社会像、市民像が明確化されております。21世紀を生きていく全ての県民が生涯学習の在り方を考える内容となっており、本計画は極めて重要と捉えています。市町村教育委員会、高等教育機関、専修学校等、多くの組織、機関で活用されることが期待されます。以上です。
 - 教育長 私から最後に感想を。表紙が非常に良いと思いましたが、デザインのコンセプトをご説明いただければと思います。つながりを示しているのですか。
 - 生涯学習振興課長 つながりとSDGsがコンセプトです。ただ、色々と規則があり、丸では表現できるとか、そのまま使うことは難しい部分がありました。沖縄らしさとSDGsを表現したものとなっています。
 - 半嶺教育長 分かりました。ありがとうございました。

(8) 議案審議

議案第 1 号 沖縄県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令について

【説明（総務課・学校人事課長）】

資料に基づき、沖縄県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令について報告を行った。

【質疑等】

- 山里委員 31 ページの「経緯・理由」のところで、高齢者部分休業制度は、加齢による諸事情への対応というのも創設理由の一つになっているように受け取れます。例えば体力が衰えたということも取得理由になるということですか。
- 総務課長 本制度は、フルタイムの勤務を続けることを希望しない職員がおられた場合に、勤務時間を減らしていきながら定年まで勤務することを可能にする制度です。委員がおっしゃるとおり、例えば体力が少し落ちてきたという方も適用できるという制度になっています。定年退職後の人生設計の準備であるとか、これまでの経験や人脈の公務へのフィードバックが期待されるときに使っていただくような制度です。
- 山里委員 公務員というのは税金で賄われている部分があるので、公務員の処遇というのはどうしても民間と比較をされて、バランスが取れていないといけないと思います。例えば、民間だと子育てや親の介護などで勤務時間を週 3 日ぐらいにしてほしいと言っても、なかなか認められるものではありません。だったら辞めなさいということになるかと思います。しかし、この高齢者部分休業については、地域ボランティアや社会への積極的な活動といった貢献も重要だということで、その分公務に関して、職務を少し減らしても良い、身分は保障するというのは、かなり優遇されていると感じます。共働きの場合、お一人の方が部分休業して、給与が減額されてもそれほど生活に困ることはないですから、民間から見るとすごく優遇された措置だと感じます。どういった理由であれば承認するといった審査基準がある程度決められているのでしょうか。
- 学校人事課長 29 ページをお開きください。地方公務員法第 26 条の 3、高齢者部分休業についての条文に、任命権者は高年齢として条例で定める年齢に達した職員が申請した場合に、公務の運営に支障がないと認めるときは承認をすることができるとなっています。公務の運営に支障がない場合に限って承認ができるということですから、公務の運営に支障があるかどうかということが基準になっております。
- 山里委員 そうであれば、NPO の団体に加入して、地域ボランティアやその他の活動をするということについて、深く審査をすることはないということでしょうか。審査はすると思いますが、公務に支障がなく、その団体がきちんとした団体であれば、通常は認められることが想定されるということでしょうか。
- 総務課長 ボランティア活動であればそのようになるかと思いますが、例えばこれが副業に当たるといった場合については、一般の公務員と同じような規制を受けるといふことであります。
- 大城委員 今回提出された高齢者部分休業の制度導入に伴う県教育委員会職員服務規程の見直しについては、令和 5 年 4 月 1 日から県並びに県教育委員会として実施する

ため、本定例会で準備する必要がある。その趣旨については、31 ページ、総務部人事課から示されている条例制定の理由等から、地方公務員の定年引き上げを踏まえ、高齢期職員の多様な働き方のニーズに対応するための措置として高齢者部分休業を導入する。このようなところから、本議案の必要性は承知しております。その方向に立って、次の3点を確認させてください。まず1点目。本制度の県立学校への事前周知についてはどうなっているでしょうか。2点目。15 ページですね。第16条の22第1項、職員は地公法第26条の3第1項の規定に基づき、高齢者部分休業の承認を受けようとするときは、高齢者部分休業を始めようとする日の1月前まで（学校に勤務する職員にあつては、教育長が定める日まで）に申請書を所属長（学校に勤務する職員にあつては、教育長）に提出しなければならないとあります。学校に勤務する職員と、1月前となっている学校以外の行政機関に勤務する職員とで、承認申請提出の期限に違いがございますでしょうか。3点目に、15 ページで第22号様式中「以降」を「以後」に改めるとあります。これは、「以後」と「以降」が両方存在しているのを、全て「以後」にするという意味で理解して良いのか、ご教授願いたい。以上、学校現場への周知、申請期限の違い、そして語句の変更、この3点についてよろしく申し上げます。

- 総務課長 2点目の16条の22の申請期限と、3点目の語句については私の方から説明したいと思います。おっしゃられたように行政の職員については、ここに表記されているように1月前までに申請してくださいという規定になっています。学校の職員については、後で学校人事課長から説明があります。「以後」と「以降」については、おっしゃるとおりで、今後統一しようということです。以上であります。
- 学校人事課長 県立学校への周知ということですが、昨年12月に校長会でこの制度、手続きなどについて説明を行っております。その後1月には、この校長会で説明した内容を校内研修で学校の現場にいらっしゃる先生方に説明を行ったところです。申請期限の件であります。学校では随時の受け付けではなく、10月末までに申請を行っていただいて、4月から部分休業を開始していただくということにしております。以上です。
- 大城委員 分かりました。高齢者部分休業の創設の趣旨と服務規程を整備することについては、概して賛同いたしております。職員の高齢者部分休業の承認申請に当たっては、公務の運営に支障がないときは当該休業承認ができるということで、各学校の諸事情もあることから、それらのことも併せて思慮されてその制度を生かしていくことが大事だと思っております。以上です。
- 小濱委員 いずれ定年が65歳まで引き上げられていくことになっています。そうすると、この高年齢の条例で定める年齢というのも、それに応じて改正されていくということでしょうか。
- 総務課長 そもそも平成16年にこのような制度ができたそうです。ただいったんこれは廃止されておまして、今回、平成25年6月の地方公務員法の改正によっていったん55歳というのはなくなりましたが、制度を導入している都道府県、あるいは検討している都道府県が全て55歳を高年齢と定めているというところで、今般われわれも導入するに際して55歳を高年齢、つまり高齢者部分休業を取得できる年齢として定めておりますので、今のところ、定年が65歳に延長されてもこの年齢は変わらないとい

うところであります。

【採択の結果】

全会一致により、原案のとおり可決された。

議案第2号 沖縄県立高等学校管理規則の一部を改正する規則について

【説明（学校人事課長）】

資料に基づき、沖縄県立高等学校管理規則の一部を改正する規則について報告を行った。

【質疑等】

- 大城委員 34 ページに、高齢者部分休業中の職員も定期人事異動の対象であること等から、定期人事異動と一体で運用する必要がある、申請先は教育委員会とするとあります。その部分で少し補足説明等をいただきつつ、理解を深めたいと思います。令和5年4月7日から授業が開始ですが、現在の申請状況等はどうなっていますでしょうか。
- 学校人事課長 申請状況であります。県立学校につきましては、4人が取得予定となっております。市町村立学校については、2人が取得予定となっております。
- 大城委員 分かりました。多様な働き方のニーズに対応するという制度の意義の一方、公務の運営に支障を出さずに制度を運用する必要があります。所管課として各学校の事情も理解されていることから、その辺のことを思慮されて、制度運用について本管理規則では定めていくことが大事だと思っております。以上です。

【採択の結果】

全会一致により、原案のとおり可決された。

議案第3号 沖縄県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則について

【説明（学校人事課長）】

資料に基づき、沖縄県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則について報告を行った。

【質疑等】

- 質疑なし

【採択の結果】

全会一致により、原案のとおり可決された。

議案第4号 博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則について

【説明（文化財課長）】

資料に基づき、博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則について報告を行った。

【質疑等】

○質疑なし

【採択の結果】

全会一致により、原案のとおり可決された。

議案第5号 学校職員の人事について（非公開）

議案第6号 学校職員の人事について（非公開）

(9) その他

特になし

(10) 閉会

半嶺教育長が閉会を宣言した。